

体制の整備を行う。

- 生活ノートによる相談活動の充実
- 心の教室相談員の活用
- スクールカウンセラーの活用

エ 保護者との連携・情報の共有（相談窓口の周知徹底等）

- （ア） P T Aの諸会合において保護者への啓発を行い、いじめ防止に関する理解を深める。
- （イ） 保護者や地域、関係機関等との連携を図り、連絡体制の充実に努める。
- （ウ） 相談室便り等を通じた相談活動の周知徹底を行う。

オ 地域及び関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、「四国中央市いじめ防止対策委員会」を開き、警察や法務局、東予子ども・女性支援センターなど関係機関との適切な連携を推進する。

カ いじめの防止等のための取組に係る達成目標の設定

- （ア） 毎月生活悩み調査を実施し、每学期教育相談を行う。
- （イ） 定期的に「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

キ 学校評価における目標の達成状況の評価とそれに基づく取組の改善

(4) 年間取組計画の策定

	職員会等	未然防止の取組	早期発見の取組
1 学 期	○学校いじめ防止対策委員会の開催 ・方針の確認と指導計画 ・引き継ぎ事項の確認と情報の共有 ○学年会 ・チェックリストでの確認	○学級づくり・学年づくり ○行事を通じた人間関係づくり【修学旅行等】 ○全校人権集会	○生活悩み調査（毎月） ○教育相談 ○個別懇談 ○学校評価アンケート
夏 休 み	○学校いじめ防止対策委員会の開催 ・事例研究等職員研修 ・情報の共有		
2 学 期	○職員会 ・情報の共有 ○学年会 ・チェックリストでの確認	○行事を通じた人間関係づくり【体育祭・自然の家・合唱コンクール等】 ○人権フェア	○生活悩み調査（毎月） ○教育相談 ○個別面談 ○学校評価アンケート

3 学 期	○学校いじめ防止対策委員会の開催 ・本年度のまとめ ・課題の検討	○全校人権集会	○生活悩み調査（毎月） ○教育相談 ○個別面談
-------------	--	---------	-------------------------------

4 いじめが発生した場合の組織の設置

学校においていじめを確認した場合は、迅速かつ的確な対応をするために、以下の組織を立ち上げ対策を講じていく。

- (1) 名 称「南中いじめ問題調査委員会」
- (2) 構成員 校長、教頭、企画委員、学級担任、心の教室相談員、スクールカウンセラー、その他の関係者
- (3) 活動内容

いじめの事実を感じたり、確認したりした場合は、校長は「南中いじめ問題調査委員会」を招集し、以下のような対応を取る。

ア 事実確認・情報共有

イ 被害生徒・保護者に対する説明、支援

ウ 加害生徒への指導及び保護者への支援

エ 教育委員会への報告・連絡・相談

学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

オ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒等をいじめを受けた児童生徒等が使用する教室以外の場所において学習を行わせ、いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講ずる。

カ 懲戒

いじめを行った児童生徒に対して、教育上必要と認めるときは、適切に懲戒を加える。その際には、感情的にならず、教育的配慮の下、児童生徒が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

キ 出席停止

被害児童生徒の生命及び心身の安全、教育を受ける権利を保障するため、必要に応じて出席停止の措置を講ずる。早期に教育委員会と連携し、指導記録を基に校長が意見具申を行い、適正・適切な手続きができるようにする。

ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

ケ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

5 重大事態への対処

重大事態とは、

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 児童生徒や保護者からいじめによる重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(1) 調査組織 「南中いじめ問題調査委員会」を開く。

(2) 対応

- ・ 質問紙等の使用等により、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 必要に応じて、外部機関と連携する。

(3) 報告

- ・ 市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。

(4) 調査協力

- ・ 「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。

(5) 調査結果の提供

- ・ いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供する。
- ・ 事案に応じて、保護者説明会を開催する。

6 学校評価

- ・ いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行い、必要に応じて見直す。

7 ホームページでの公開について

- ・ 学校のホームページで「学校いじめ防止基本方針」の全文を公開する。

8 平時からのいじめ及びいじめ重大事態対応への備え

(1) いじめの初期対応のフローチャート

(2) いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト

9 正確な事実関係の把握及び記録・情報共有体制の構築

- ・ いじめ及び生徒指導事象に関する事実関係の把握及び記録用フォーマット